様式第 48（第32条関係）（平２通産令41・追加、平７通産令57・平８通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令72・平19経産令14・令元経産令１・令２経産令92・一部改正）

【書類名】 意見書

（【提出日】 令和　　年　　月　　日）

【あて先】 特許庁審査官　　殿

（特許庁審判長　　殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【意見の内容】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字（意見の内容に使用する場合を除く。）並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。

２　「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長とする。

３　審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。

４　その他は、様式第２の備考１から３まで、８、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第４の備考４、様式第13の備考９並びに様式第15の２の備考２と同様とする。この場合において、様式第13の備考９中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。